

福島県スポーツ指導者協議会規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、福島県スポーツ指導者協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(事務所)

本協議会の事務局は、会長指定の場所に置く。

第2章 構成

(構成)

第2条 本協議会は、第4条の目的を達成するため、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者をもって構成する。

第3章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、公益財団法人福島県体育協会（以下「福島県体育協会」という）と連携して、スポーツ指導者相互の連帯と資質の向上を図るとともに、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地域におけるスポーツ指導者の組織づくりに関すること。
- 2 スポーツ指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- 3 スポーツ指導者の交流と情報交換及び広報活動に関すること。
- 4 スポーツ指導者育成に係わる福島県体育協会及び加盟団体への協力に関すること。
- 5 その他、本協議会の目的達成に必要な事業。

役員

(役員) 本協議会には次の役員を置く。

第6条 会長 1名 副会長 6名 理事長 1名 副理事長 1名
理事 若干名 事務局長 1名 監事 2名
代議員は、全役員をもって構成する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は代議員会において選出する。
- 2 理事は各地区及び競技団体・学識経験者のなかから推薦し、会長が委嘱する。
理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 事務局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
3. 理事長は、会長の命を受けて会務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は、本協議会の運営及び必要な事項について審議する。
6. 監事は、代議員会の決議により会長がこれを委嘱し、財務を監査する。
7. 代議員は、全役員をもって構成し、第14条の事項を行う。
8. 事務局長は事務を掌理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員にともなう役員任期は他の役員残任期間とする。役員任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
3. 役員定年は70歳をめやすとする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

2. 名誉会長及び顧問は代議員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3. 名誉会長及び顧問は会長の諮問に応ずる。
4. 任期は、前条の期間とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第11条 本協議会の会議は、次のとおりとする。

- 1 代議員会
- 2 理事会

(代議員会)

第12条 代議員会は、本協議会の議決機関とする。

2. 代議員会は、次の者をもって組織する。
会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事
3. 代議員会は、必要に応じ会長がこれを召集する。
4. 代議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 年間事業計画に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他、本会運営上重要な事項。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じ会長が召集し、第12条に掲げる事項を審議する。

(会議の成立)

第14条 理事会、代議員会は、それぞれ出席者の過半数の同意がなければならない。

(会議の議長)

第15条 第11条の会議の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 会 計

(経費)

第16条 本協議会の経費は、会費、その他の収入を持ってあてる。

2. 本協議会の会費は、年額 1,000円とする。

(会計年度)

第17条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 補 則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、昭和53年3月12日より施行する。
2. 昭和60年 4月 1日 一部改正
3. 平成 元年 4月13日 一部改正
4. 平成 3年 6月28日 一部改正
5. 平成 6年12月 3日 一部改正
6. 平成 9年 5月25日 一部改正
7. 平成10年 5月31日 一部改正
8. 平成12年 6月24日 一部改正
9. 平成25年 4月14日 一部改正
10. 平成30年 4月 8日 一部改正

(第2条における会長指定の事務局を当分の間、理事長宅に置く。)